

社会文化団体等助成基準

公益財団法人舞鶴文化教育財団

1. この助成は、一般社会において営利を目的としない法人・団体・組合など（以下団体等という）が新規事業を行うに際し資金不足に陥るところに、外部から援助することで、活動が広がり社会貢献に繋がっていくように助成することを目的とする。
2. 助成対象事業
助成の対象となる事業は、団体等が教育、スポーツ及び文化活動を通じて、舞鶴市民の心身の健全な発達に寄与し、豊かな人間性を涵養することを目的とする。但し、当該事業が専ら営利を目的とするときは、助成の対象としないものとする。
3. 助成の対象先
 - 1) 非営利を目的とする団体等であること
 - 2) 舞鶴市内に活動の本拠地を有すること
 - 3) 助成対象事業を確実に遂行できる見込みがあること
4. 助成対象経費
助成の対象となる経費は、助成の対象となるものが、第2条に規定する事業を行うために直接要する費用とする。ただし、不動産取得費、職員給与費、その他理事長が別に定める経費を除くものとする。
5. 助成金額
 - 1) 助成金は、1事業、年間20万円以下とする。但し助成金の額は、前条に定める助成対象費の額から当該事業に関わる寄付金その他収入額を排除した額の範囲内とする。
 - 2) ただし、それを超えるものであっても、事前に団体等からの要請があり、当財団の理事会において必要と判断され、かつ予算の裏づけがある場合には、この限りではない。

6. 助成金の交付及び審査

- 1) この助成は、団体等からの交付申請に基づき実施する。団体等の長は、助成金の交付を受けようとする場合には、理事長に対し、助成金交付申請書及び関係書類（組織の目的、規約、活動内容を明らかにする書類並びに助成対象となる事業の計画書など）を添えて、理事長に提出しなければならない。
- 2) 団体等の長は、事業の内容、助成金の用途等に変更があった場合、変更届出書により、その旨、報告を行い了解を得るものとする。
- 3) 理事長は、助成金交付申請書の提出があった場合には、理事会に諮った上で、前条までに定める内容を審査し、助成すべきものと認めた場合には、助成金の交付を決定する。
- 4) 理事長は、助成金の交付を決定した場合には、助成金交付決定通知書により申請した者に対してその旨を通知する。

7. 実績報告

助成金の交付の決定を受けたものは、助成事業が完了した日から起算して30日以内または当該年度の末日のいずれか早い日までに、助成事業実績報告書及び関係書類を添えて理事長に提出しなければならない。

8. 助成金の交付

理事長は、助成金事業実績報告書を受領したときは、当該書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い、助成事業が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは助成金を交付する。

9. 前金払

理事長は、助成事業の遂行上必要があると認めるときは、前金払することができる。

以上